平成２１年（フ）第６６５号
大津市比叡平１丁目27－８、開始決定時の住所大津市皇子が丘１丁目23番14号　ビューテラス109号、前々住所大津市比叡平２丁目44番20号
破産者　新田　久志（旧姓片上）
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
京都市中京区富小路通二条下る晴明町666番地の３
破産者　小河工務店こと　小河　新造
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８６８号
大阪市大正区千島２丁目４番１―733号
破産者　今井　靖弘
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０４号
大阪府東大阪市高井田西２丁目８番15―106号、前住所大阪府箕面市瀬川２丁目４番36号
破産者　宮本　秀広
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０６号
大阪市都島区都島北通１丁目４番24号
破産者　尾崎　克啓
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９号
和歌山県海南市小野田820番地
破産者　與田　安子
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７４４号
和歌山市杭ノ瀬419番地の５
破産者　坂口　敏洋
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７６３号
和歌山県海南市下津町上203番地１
破産者　栩中やよい
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７６８号
和歌山市加太1939番地の６
破産者　川端　徹也
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７２号
和歌山市木ノ本485番地の６
破産者　大洋建築こと　寺嶋　廣信
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７７４号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地５－１－130
破産者　北山富美子こと　古道富美子
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目671番地、旧住所鳥取県鳥取市美萩野３丁目207番地
破産者　山本　正典
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５３２号
愛媛県松山市久米窪田町916―18、住民票上の住所愛媛県松山市古三津３丁目24番６号
破産者　神戸　達雄
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７６６号
愛媛県伊予郡砥部町仙波612番地
破産者　土居　忠志
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０４１号
熊本市日吉１丁目６番２―402号
破産者　田畑　浩美
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１６４号
熊本県宇城市不知火町御領222番地３
破産者　松本　順子
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１７２号
熊本県宇土市下網田町491番地
破産者　小牧　紳一
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２号
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町12番地11
破産者　株式会社エナヂ
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７７４号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２　高砂アーバンコンフォート1106号、開始決定時の住所兵庫県高砂市米田町米田925番地の２
破産者　宮崎　誠二
１　決定年月日　平成22年４月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部